

# 光触媒製品技術協議会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、光触媒製品技術協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員がより良い品質の光触媒製品を消費者に供給できるように、会員の自主管理等に必要なガイドラインを示し、もって関連業界の健全な発展および国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 光触媒製品の規格・基準および表示方法に関すること。
- (2) 光触媒製品の品質管理に関すること。
- (3) 光触媒製品の利用技術に関すること。
- (4) 行政機関および関連諸団体との情報交換に関すること。
- (5) 1号から4号までにに関する調査、研究、広報、情報公開ならびに研究会、講演会、講習会および懇談会の開催。
- (6) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第 4 条 本会は、事務所を名古屋市内に置く。

## 第 2 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 会員は次の三種とする。

- (1) 正会員
  - (2) 賛助会員
  - (3) 特別会員
2. 正会員は本会の目的に賛同し、光触媒製品を製造、販売あるいは研究開発等を行う法人であって、理事会において承認を得た者とする。
3. 賛助会員は本会の目的に賛同し、光触媒製品の製造、利用技術あるいは評価技術に関心がある団体、またはその団体に所属する者であって、理事会の承認を得た者とする。
4. 特別会員は、大学等の研究機関および公的な機関・団体に所属する学識経験者、または実務経験が豊富であり本会の運営に助言できる者であって、理事会において推薦された者とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会に入会しようとするものは、入会申込書を提出して理事会の承認を得るものとする。

(入会金および会費)

第 7 条 会員は、本会の事業を後援、賛助するため総会において別に定める入会金および会費を納めるものとする。

(退 会)

第 8 条 会員は次の事由により退会することができる。

2. 文書による退会の申し出。
3. 死亡、もしくは会員である法人・団体の解散。

(除 名)

第 9 条 会員が次の事項に該当するときは、総会の議決を得て、当該会員を除名することができる。ただし、第 3 項に定める事由で当該会員を除名する場合は、理事会の議決を得て、当該会員名および除名事由等を公表することができる。

2. 正会員にあっては、会費を納入せず、催促後なお 1 年以上会費を納入しないとき。
3. 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき。

### 第 3 章 組 織

(役員の数)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	30 名以内 (会長および副会長の数を含む)
監 事	2 名

(役員を選出)

第 11 条 理事および監事は総会において選任する。

2. 会長および副会長は、理事の互選により選任する。
3. 役員がその職務を遂行できなくなったときは、理事会において後任の役員を選任することができる。

(役員職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を通じて会務の執行に参画するほか、会則および理事会の定めるところにより職務の執行にあたる。
4. 監事は民法第 59 条に準ずる職務を行う。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員のため選任された役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するときまではその職務を行うものとする。

(顧 問)

第 14 条 本会は、若干名の顧問を置くことができる。顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

2. 顧問は、本会の業務に関して会長の諮問に応じ、または本会の業務について会長に意見を述べるることができる。
3. 顧問の任期は、第 13 条 1 項の規定を準用する。

## 第 4 章 会 議

### 第 1 節 総 会

(種類および構成)

第 15 条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 総会は会員（正会員、賛助会員、特別会員）をもって構成する。

(開 催)

第 16 条 通常総会は、毎事業年度終了後、3 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 理事会の議決により請求があったとき。

(2) 正会員および賛助会員の3分の1以上から、会議の目的とする事項を記載した書面をもって請求があったとき。

(3) 監事から請求があったとき。

(4) その他会長が必要と認めたとき。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、監事が招集した臨時総会の議長は、当該会議において選出することができる。

(定足数)

第 18 条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立とする。

(議決数等)

第 19 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを議決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(議決事項)

第 20 条 総会においては、次の事項を審議決定する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 入会金および会費

(4) 会則の変更

(5) 解散および残余財産の処分

(6) その他本会則に定めてある事項

(7) 前各号のほか理事会で必要と認めた事項

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、日時、場所、会員の数、出席会員の数、および議決事項並びに議事の経過の要領とその結果を記載し、議長およびその総会において出席会員の中から指名された2名以上が記名・押印し、これを本会に保管する。

### 第 2 節 理 事 会

(構 成)

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議 長)

第 23 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

( 定足数および議決数 )

第 24 条 理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立とする。ただし、出席できない構成員は、書面により賛否を述べ、または構成員もしくは代理人に委任して議決権を行使することができる。

2. 理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 書面または代理人により議決権を行使する構成員は、理事会に出席したものとみなす。

( 議事録 )

第 25 条 理事会の議事録については、第 21 条の規定を準用する。

## 第 5 章 委員会

( 委員会 )

第 26 条 本会は、業務を円滑に運営するために、理事会の議決により委員会を置くことができる。

( 委員会の組織、構成並びに運営 )

第 27 条 委員会の組織、構成並びに運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

2. 委員会には分科会を設置することができる。

## 第 6 章 資産および会計

( 資産の構成 )

第 28 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付による金品
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

( 事業年度 )

第 29 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

( 事業計画および収支予算 )

第 30 条 本会の事業計画および収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の同意を得て、翌事業年度の事業計画および収支予算を作成し、総会の承認を得るものとする。

2. 前項の総会が当該事業年度開始後の総会であるときは、理事会の定めるところより、その総会までの間において、前事業年度の例により収支を執行する。

( 事業報告および収支決算 )

第 31 条 本会の事業報告書、収支決算書、貸借対照表および財産目録は、毎事業年度終了後遅滞なく作成し、理事会の同意を得、監事の監査を受けた後、その意見書とともに総会の承認を受けるものとする。

## 第 7 章 事務局

( 事務局 )

- 第 32 条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。  
2. 事務局は、会長がこれを統括する。

## 第 8 章 そ の 他

(会則の改訂)

- 第 33 条 この会則の改定は総会の議決によって行う。  
2. 会員の過半数の賛成をもって改訂することができる。

(解 散)

- 第 34 条 本会の解散は、正会員、賛助会員および特別会員の3分の2以上の同意を得なければ、これを解散することができない。

(雑 則)

- 第 35 条 本会則の実施に関し必要な事項は、本会則に定める場合のほか、理事会の議決を経て、会長が別にこれを定める。

(付 則)

- この会則は平成 12 年 5 月 23 日より施行する。  
この会則は平成 13 年 6 月 21 日に改訂した。